

I 経済・雇用

1 中小企業・小規模事業者対策の充実・強化

【所管省庁 経済産業省】

- (1) 中小企業・小規模事業者の成長・発展を図るため、創業、技術開発、経営改善、金融、販路開拓、経営革新、海外展開など、総合的な対策を引き続き推進すること。
- (2) 「小規模企業振興基本法」に基づく支援策については、実効性の高いものとなるよう、地域における小規模事業者の実情を十分に踏まえること。
- (3) 経営改善が必要な中小企業・小規模事業者の支援に当たっては、地方で成果を上げている支援スキームを活用すること。
- (4) 地方が行う中小企業・小規模事業者の海外展開に対する取組みの支援を拡充すること。

2 グリーンアジア国際戦略総合特区への重点的支援

【所管省庁 内閣官房】

「グリーンアジア国際戦略総合特区」を更に強力的に推進するため、各府省予算の重点配分や総合特区推進調整費を活用した積極的な財政支援など、重点的な支援を行うこと。

3 地域の観光資源を活かしたインバウンドの促進

【所管省庁 内閣官房、国土交通省（観光庁）】

- (1) 外国人観光客の周遊を促進する Wi-Fi 網や多言語案内表示などの環境整備について積極的な支援を行うこと。
- (2) 九州全体で取り組んでいる「九州アジア観光アイランド総合特区」を推進するため、留学生の就業時間の制限緩和、無資格ガイド行為の取締り強化を早期に実施すること。

4 美しく活力ある農山漁村の実現に向けた施策の充実

(1) 農林水産業の競争力強化

【所管省庁 農林水産省】

- 農業・漁業の燃油高騰対策の充実・強化、「森林整備加速化・林業再生基金」の延長など、農林水産業の競争力強化に向けた必要な支援を行うこと。
- 農業協同組合や農業委員会は重要な役割を果たしていることから、これらの見直しに当たっては、関係者の意見を聞いた上で、慎重かつ丁寧な議論を行うこと。

(2) 畜産業の経営力強化

【所管省庁 農林水産省】

- 畜産業に係る「配合飼料価格安定制度」について、財源不足にならないよう財源確保を行うとともに、配合飼料価格が高止まりした場合にも補填が行われる仕組みに見直すこと。
- 日豪経済連携協定によって経営への影響が懸念される肉用牛肥育農家等に対し、経営安定のための対策を講じること。
- 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の充実強化を行うこと。

(3) 環太平洋パートナーシップ協定

【所管省庁 内閣官房、農林水産省】

- 国は、国民への十分な情報提供に努めるとともに、国益の確保を大前提として、安易に妥協することなく、強い姿勢で交渉に臨むこと。
- 農林水産業は、国民への食料の安定供給、食の安全・安心確保、国土や自然環境の保全などの面でも重要な役割を果たす産業であることから、TPP交渉の行方にかかわらず、将来にわたって持続的に発展していけるよう、具体的な対策を講じること。

5 きめ細かな雇用政策の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 若者、女性、高齢者、障害者など、誰もが意欲と能力を活かして働くことができるよう、きめ細かく実効性のある就職支援を強化すること。
- (2) 地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟な雇用創出の取組みができるよう、支援策を充実すること。

6 医療福祉機器関連産業分野への支援強化

【所管省庁 経済産業省、厚生労働省】

- (1) 今後成長が見込まれる医療福祉機器関連産業の振興のため、機器の開発・実用化、人材育成等に対する支援を強化すること。
- (2) 医療福祉機器分野への中小企業の参入を促進するため、薬事規制への対応や機器の実証を行う医療福祉現場の確保等に対する支援を強化すること。

7 国際リニアコライダー（ILC）計画に関する調査・検討の実施

【所管省庁 文部科学省】

財政負担も大きいILC計画について、世界のより多くの研究者が、より長く研究を継続できる研究・生活環境、大学や研究機関、産業の集積による社会経済への波及効果など、国民の英知を結集した幅広い観点から総合的な調査・検討を行うこと。

8 先端成長産業育成等への支援強化

【所管省庁 文部科学省、経済産業省、厚生労働省】

- (1) 自動車、先端半導体、バイオテクノロジー、ロボット、コンテンツ・ソフトウェア、水素エネルギー、有機ELなどの先端成長産業の育成・集積を図るため、研究開発、実証実験、人材育成等の取組みに対する継続的な支援を行うこと。
- (2) 自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。
- (3) 先端半導体やバイオテクノロジーにおいて、アジアをリードする世界トップクラスの研究開発拠点を形成するため、「地域イノベーション戦略支援プログラム」等による支援を強化すること。
- (4) 日本発のプログラミング言語「Ruby」、「軽量 Ruby」を活用したソフトウェア開発やアプリケーション制作に対する重点的な支援を行うこと。
- (5) 九州大学で開発中の世界最先端の有機EL素材（第3世代）の研究開発及びこの研究成果を活用した実用化に向けた取組みに対する支援を行うこと。

9 高齢者にやさしい自動車（超小型モビリティ）導入の支援強化

【所管省庁 国土交通省】

高齢者にやさしい自動車の実用化を促進するため、道路運送車両法に新たな車両規格を創設する等の法整備を早期に行うこと。

10 中小企業・小規模事業者の経営安定環境の整備

【所管省庁 経済産業省】

中小企業・小規模事業者の経営安定を図るため、軽油引取税の課税免除の特例措置について、恒久的な制度とすること。

11 水田農業振興対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 米政策の見直しを進めるに当たっては、適切な情報提供など、現場が混乱しないよう十分配慮するとともに、主食用米と麦・大豆等の作物を適切に組み合わせた生産状況や、需要が高まる酒造好適米等の増産に向けた取組状況を踏まえ、水田農業の維持・発展に支障を来すことがないよう配慮すること。
- (2) 農地中間管理機構の制度については、県としても積極的に活用し、担い手へ農地集積を進めているところである。今後も計画的な事業推進に必要な予算の確保と、地方負担が生じないよう全額国庫での対応とすること。
- (3) 水田農業における永続性のある担い手を確保するため、集落営農組織の法人化や個別大規模農家の育成につながる支援策を強化すること。

12 「日本型直接支払」に対する提言

【所管省庁 農林水産省】

「日本型直接支払」の法制化にされたところであるが、引き続き、地域の活動を支援する仕組みとなるよう、「多面的機能支払」については、現行事業実施体制を継続するとともに、「中山間地域等直接支払交付金」については、支援内容や水準を継続すること、また、「環境保全型農業直接支援対策」については、地方負担の軽減を図ること。

13 果樹及び茶の改植に対する支援

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 果樹の改植・未収益期間に対する支援を平成27年度以降も継続実施するとともに、果樹の同一品種への改植を支援対象とすること。
- (2) 茶の改植に対する支援を産地の実態を反映した支援水準とすること。

14 キウイフルーツかいよう病対策について

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 本病は植物防疫の重要病害に該当するため、感染拡大を防ぐ薬剤防除の徹底や、病害診断に必要な資材等の整備について、必要な支援を行うこと。
- (2) キウイフルーツかいよう病 Psa3 系統の感染経路の解明、病害診断技術や発生後の対処技術、耐病性品種の開発を早急に行うこと。また、病害侵入の可能性のある、花粉、穂木、苗については輸入検疫を強化すること。
- (3) キウイフルーツを樹体共済の対象品目とすること。

15 6次産業化の取組み拡大に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

6次産業化の取組みを拡大するため、農林漁業者が活用しやすい施策とするとともに、十分な予算額を確保すること。

16 農産物輸出の更なる拡大に向けた取組みの強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 通年輸出等の強化による輸出拡大に伴い、輸出検疫に多大な時間を要し、定時の輸出に支障を招く恐れがあることから、輸出検疫業務の円滑化を図られること。
- (2) 輸出相手国が輸入を認めていない植物について、輸出が可能となるよう、相手国に輸入条件の緩和を働きかけること。
- (3) 福島原子力発電所の放射能漏れ事故に伴う各国の輸入規制が緩和されるよう、関係国への働きかけを強化するとともに、海外の消費者等に向けた風評の払拭策の充実強化を図ること。

17 鳥獣対策や人と動物の共通感染症対策に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害は依然深刻であることから、鳥獣対策については、引続き十分な財源の確保を行うとともに、地域の状況を考慮したしくみとすること。
- (2) 「ワンワールド・ワンヘルス」の理念のもと、人と動物との健康を守るため、関係機関が連携して、人と動物の共通感染症対策を推進していくこと。

18 新規就農者の定着に向けた経営安定支援対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

農業の担い手確保・育成のための「青年就農給付金事業」については、農外からのUターン者や新規参入者に確実に給付し、新規就農者の拡大・育成が図られるよう、必要な予算額を確保すること。

19 農林水産関係公共事業予算の確保

【所管省庁 農林水産省】

農林水産関係の公共事業を計画的に実施するため、必要な予算を確保すること。

20 国営事業等の推進

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 農業生産の維持と国土保全を図るため、「国営総合農地防災事業」及び「国営海岸保全整備事業」を早期完成すること。
- (2) 「水資源機構営兩筑平野用水二期事業」を計画的に実施するため、必要な予算を確保すること。

21 強い農業づくり交付金等に係る予算の確保

【所管省庁 農林水産省】

農業の競争力強化のため、「強い農業づくり交付金」及び「経営体育成支援事業」の予算額を確保すること。

22 直接採択事業への提言

【所管省庁 農林水産省】

県や市町村が主体的かつ計画的に実施できるよう、既存の直接採択事業を間接補助事業とすること。

23 漁業における担い手確保対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

漁業における新規就業者の確保・育成対策として、経営が不安定な漁業就業直後の所得を確保し、経営自立をサポートする給付金制度を創設すること。

24 ノリの I Q 枠の堅持及びノリ加工品の原料原産地表示の制度化

【所管省庁 内閣府（消費者庁）、農林水産省】

- (1) ノリが無制限に輸入されないよう、ノリの I Q 枠を堅持するとともに、輸入割当量の増加を抑えること。
- (2) 「おにぎり」や「のり巻き」などのノリ加工品に使用されるノリの原料原産地表示を義務化すること。

25 有明海再生対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 有明海再生対策については、農林水産大臣談話に基づく事業や各県が作成した有明海再生計画に沿って実施する総合的な施策が必要であり、そのための財源措置を充実すること。
- (2) 有明海再生は喫緊の課題であり、有明 4 県が協調して具体的な取組を進めることが必要であることから、国は早急に 4 県の政策決定責任者による協議ができるよう、環境づくりを行うこと。

26 諫早湾干拓事業の開門調査に対する提言

【所管省庁 農林水産省】

諫早湾干拓事業の開門調査にあたっては、関係者間で十分に議論したうえで、不測の事態が起こらないよう、十分な対策を講じつつ実施すること。

Ⅱ 安全・安心

1 暴力団壊滅のための抜本的法的措置

【所管省庁 法務省、財務省（国税庁）、厚生労働省、経済産業省、警察庁】

- (1) 新たな捜査手法の導入、取調べの可視化からの暴力団犯罪の除外など、暴力団犯罪に的確に対応するための法整備を行うこと。
- (2) 暴力団の所得に関する調査・徴収を徹底すること。
- (3) 各省庁が所管する事業等の許認可基準に暴力団排除規定を整備すること。
- (4) 暴力団対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への継続的な支援を行うこと。

2 福島原発事故を踏まえた原子力災害対策

【所管省庁 内閣府、環境省】

- (1) 原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策のうち、緊急時モニタリング、スクリーニングなど、具体的内容が示されていないものについて、その内容を早急に明らかにすること。
- (2) 避難用バスの運転手確保など、自治体が直面する困難な課題の解決を図るため、国として主体的に具体的な支援を行うこと。
- (3) 自治体を実施する原子力災害対策について、国の交付金により全額財政措置するとともに、その用途の拡充及び弾力的な運用を図ること。

3 福島原発事故対応と原子力発電所の安全対策

【所管省庁 内閣府、環境省】

原子力発電所安全対策の確立を図ること。

4 暴力団対策の充実強化

【所管省庁 法務省、警察庁】

- (1) 本県の暴力団対策に従事する全国警察の捜査員及び機動隊員の派遣を継続すること。
- (2) 資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
 - 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
 - 万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
 - 画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。
 - 爆発物専用の鑑定処分施設を併用した保管施設を整備すること。
- (3) 迅速・的確な事件処理のための検察態勢を強化すること。
- (4) 暴力団犯罪捜査員への手当を拡充すること。

5 特殊詐欺撲滅に向けた水際対策の強化

【所管省庁 総務省、国土交通省、警察庁】

犯行に利用されやすいサービスを提供する事業者等への被害防止に向けた要請と仕組みづくりを行うこと。

- (1) 配達事業者等に対するレターパックや宅配便等の受付時における内容物確認及び、配達物（信書でないもの）が犯罪に供されていると思慮された時における通報制度を導入すること。
- (2) 携帯電話事業者等に対する契約時の身分確認の徹底を始めとした被害防止対策を強化すること。

6 治安基盤の充実強化

【所管省庁 総務省 警察庁】

- (1) 治安体制を充実強化するため以下の措置を講じること。
 - 「地方警察職員たる警察官の都道府県ごとの定員の基準」を改正すること。
 - 警察車両を充実整備すること。
- (2) 安全・安心な交通環境を実現するため、交通安全施設を充実整備すること。

7 東日本大震災等を踏まえた災害対策

【所管省庁 内閣府、総務省（消防庁）】

東日本大震災による甚大な被害及び南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、地域の防災基盤や防災力を強化するための対策を講じること。

- (1) 現行の災害対策法制について、大規模・広域・複合災害を想定した国と地方の役割のあり方など抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、巨大地震・津波対策の強化や法整備などに重点的に取り組むこと。
- (3) 自主防災組織の育成強化など、地方公共団体が取り組む地域防災力の強化策に対し、確実な財政措置を講じること。また、市町村において避難行動要支援者避難支援制度が円滑に実施されるよう、制度の内容を広く国民に周知すること。
- (4) 防災通信ネットワークを充実強化するため、防災行政無線の整備及び消防救急無線のデジタル化に必要な経費について、財政支援の拡充を図ること。

8 医療機関等の電源確保対策の充実

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 災害発生時等における医療提供体制を確保するため、医療機関に対する電源確保対策を充実させること。
- (2) 大規模停電時における高齢者福祉施設等の入所者の生命・健康の保持を図るため、当該福祉施設等に対する非常用電源確保対策を拡充すること。

9 加工食品の原料原産地表示の拡大

【所管省庁 内閣府（消費者庁）】

加工食品の原料原産地表示は、消費者が商品を選択する際の重要な情報であるため、表示の対象を拡大し、消費者の利便性を高めること。

10 労働安全の確保

【所管省庁 農林水産省、厚生労働省】

森林作業等の従事者の間で、ウイルスを媒介するマダニに対する不安が拡大していることから、現在、国において進められている調査研究をできるだけ早期に取りまとめ、その結果を踏まえて適切な対策を講じること。

11 地方消費者行政活性化基金の積増しなど財政措置

【所管省庁 内閣府（消費者庁）、総務省】

「地方消費者行政活性化基金」について、地方自治体が消費者行政の充実・強化に必要な事業を継続して実施するための財源が安定的に確保されるよう、基金の積増しなどの財政措置を講じること。

Ⅲ 環境・エネルギー

1 再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及促進

【所管省庁 内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、環境省】

- (1) 再生可能エネルギー、コージェネレーションの更なる導入を促進するため、研究開発、規制緩和や系統連系対策などの環境整備、地域の特色を活かしたスマートコミュニティ構築への支援を強化すること。
- (2) 水素社会を実現していくため、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を着実に実行するとともに、水素供給インフラの整備・運営、次世代燃料電池の研究開発に対する支援を積極的に行うこと。

2 エネルギーの安定供給

【所管省庁 経済産業省】

国民生活の安定と経済の持続的発展のため、安定的なエネルギー・電力需給を確保する現実的なエネルギーミックスを早期に提示し、その実現を図ること。

また、電力システム改革については、電力の安定供給を大前提として、国民の十分な理解を得た上で着実に実行すること。

3 高濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 東アジアにおける広域的な大気保全対策を推進するため、関係各国に対し強力に働きかけること。
- (2) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の健康影響に関する知見の集積、発生源や生成機構の解明等を早急に行うこと。

4 産業廃棄物不適正処理事案対策の充実強化

【所管省庁 環境省】

不適正処理事案に係る行政代執行に対する財政支援制度の延長及び拡充を図ること。

5 安定型最終処分場の規制強化

【所管省庁 環境省】

- (1) 安定型最終処分場に埋立可能な廃棄物の種類を見直すこと。
- (2) 安定型最終処分場の構造基準を強化すること。
- (3) 稼働中や閉鎖後の安定型最終処分場に必要改善措置が講じられるよう財政支援を行うこと。

6 森林吸収源対策のための財源確保

【所管省庁 環境省、農林水産省、経済産業省、財務省、総務省】

地球温暖化防止対策を推進するため、森林吸収源対策となる森林整備を「地球温暖化対策のための税」の使途に位置づけ、必要な財源を安定的に確保すること。

7 松くい虫被害対策の推進

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 民有林については、引き続き徹底した防除対策を行うため、十分な財源を確保すること。
- (2) 国有林については、国の責任において万全の防除対策を講じるとともに、民有林との一層の連携強化を図ること。

8 漂流物及び海底の堆積物や土砂の処理のための体制構築

【所管省庁 農林水産省、環境省】

漂流物及び海底の堆積物や土砂の処理について、災害に伴って発生した大規模かつ広範囲な被害に緊急に対応できるような体制を構築すること。

IV 医療・福祉

1 女性の活躍を推進する取組みの充実・強化

【所管省庁 内閣府】

地方が実情に合わせて創意工夫して行う主体的な取組みを加速させる基金を創設すること。

2 「70歳現役社会」づくりの推進

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 都道府県が推進する高齢者に対する就業・社会参加促進に向けた取組みを支援する事業を創設すること。
- (2) 70歳まで働ける企業を拡大するため、ハローワークの持つ企業情報の提供など、都道府県への一層の協力体制を構築すること。
- (3) 高齢者の雇用の安定を損なう派遣労働期間の制限を速やかに撤廃すること。

3 「子ども・子育て支援」の充実・強化

【所管省庁 内閣府】

- (1) 「子ども・子育て支援新制度」については、地方が地域の実情に応じた役割を十分に果たすことができるよう、必要な財源を確実に確保すること。
- (2) 保育の充実を図るため、保育士や放課後児童クラブ指導員等の処遇改善や人材確保のための方策を講じること。
- (3) 地方の主体的な取組みに必要な自由度の高い恒久財源を充実・確保すること。

4 医療保険制度の安定的運営の確保

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任を明確にした上で、医療保険制度の改革等を着実に行うこと。
- (2) 特に、市町村国保の運営主体の都道府県への移行に当たっては、地方と十分な協議を行い、持続可能な制度となるよう、構造的な問題に対する抜本的な解決を図るとともに、都道府県と市町村が権限と責任を分担し、市町村のインセンティブが働く制度とすること。
- (3) その上で、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

5 介護保険制度の安定的運営の確保

【所管課 厚生労働省】

介護保険制度が将来にわたって安定したものとなるよう、介護保険財政について、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

6 介護予防給付の地域支援事業への移行に対する支援

【所管省庁 厚生労働省】

介護保険制度の改正において、予防給付（訪問介護・通所介護）を、市町村が実施する地域支援事業に移行させるに当たっては、市町村が円滑に事業を開始できるよう、地域の実情に即した実施体制の整備等について、必要な支援策を講じること。

7 新たな難病対策の円滑な運営について

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により必要となる人件費その他の経費について財政措置を講じるとともに、自治体の事務負担が過大とならないよう配慮すること。
- (2) 新制度を円滑に運営するため、事務の具体的な内容及びスケジュールについて速やかに示すこと。

8 有床診療所等のスプリンクラー等施設整備事業への財政措置について

【所管省庁 厚生労働省】

入院患者の安全の確保と地域医療の確保を図るため、防火施設整備等に係る費用に対して更なる財政措置を講じること。

9 子育て支援策の充実

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 子どもを安心して生み育てることができる社会づくりのため、現行の多子世帯保育料等軽減措置における同時入所要件の廃止や無料化を第2子まで拡大するなど、子育て家庭への経済的支援策を強化すること。
- (2) 乳幼児及びひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。また、現物給付による医療費助成を行った場合の、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。
- (3) ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援策のより一層の充実を図ること。特に「高等職業訓練促進給付金等事業」については、修業期間の全期間を支援対象とすること。
- (4) 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けた企業の取組を促進すること。

10 障害者福祉制度の改革

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 障害福祉サービスを受ける全ての利用者が提出を求められることとなったサービス等利用計画については、作成の推進状況を踏まえ、期限の延長を含め総合的に検討すること。
- (2) 「障害者総合支援法」の見直しにあたっては、利用者本位のサービスが提供できるよう、以下の措置を講じること。
 - 障害当事者をはじめ、事業者、地方公共団体と十分に協議を行うこと。
 - 国において必要な財源を確保し、持続可能な制度とすること。
 - 工程表を明確にした上で、制度周知等に係る財源措置を行うこと。

11 障害者の就労支援体制の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

障害者法定雇用率の達成に向け、障害者就業・生活支援センターの支援員の増員など就労支援体制を充実・強化すること。

12 重度障害者に対する経済的支援の充実

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 国において重度障害者医療費助成制度を創設すること。
- (2) 現物給付による医療費助成を行った場合の、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

13 重症心身障害児・者の受入れに係る報酬額の増額

【所管省庁 厚生労働省】

医療的ケアが必要な重症心身障害児や重症心身障害者に対するサービスの提供が十分行われるよう、報酬額の増額を図ること。

14 人権施策の推進(同和問題をはじめとする人権問題の解決)

【所管省庁 総務省、法務省、文部科学省】

- (1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題など人権問題の正しい理解と認識を深めるため、国において人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体の取組みを促進するよう財政措置の拡充を図ること。
- (2) 人権侵害救済制度の早期確立のため、人権擁護推進審議会の答申や国内機構の地位に関する原則(いわゆるパリ原則)を踏まえ、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。

V 地方の社会基盤の整備

1 福岡空港及び北九州空港の機能強化

(1) 福岡空港

【所管省庁 国土交通省】

- 福岡空港の滑走路増設に係る環境影響評価（環境アセスメント）を適切かつ円滑に実施し、早期着工・早期完成を図ること。
- 国内線側平行誘導路二重化を早期に完成させること。

(2) 北九州空港

【所管省庁 国土交通省】

- 北九州空港の貨物拠点化に向けて、現在の2,500m滑走路の3,000mへの延伸を早期に実現すること。
- 大型貨物専用機等の駐機に必要なエプロン及びスポット等の施設整備について、早期に実現すること。

2 地方の社会資本整備の推進

(1) 国土強靱化と地域活性化

【所管省庁 内閣官房、農林水産省、国土交通省】

- 防災・減災対策、老朽化対策、地域の活力を支える基盤の整備を着実に推進すること。
- これに必要な予算を確保すること。

(2) 豪雨災害からの復興

【所管省庁 国土交通省】

- 矢部川激甚災害対策特別緊急事業(国)等を着実に推進すること。
- 矢部川水系の河川(県)について、改良復旧事業を推進すること。
- これに必要な予算を確保すること。

3 社会資本の老朽化対策

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- (1) 市町村の道路施設の点検等に係る補助率の嵩上げ、さらなる起債対象の拡大等、財政支援の拡充を図るとともに、維持管理、更新に関する技術開発や技術者の育成を行い、市町村の道路施設の維持管理を支援すること。
- (2) 遠賀川水系の河川管理施設（国）について、計画的に維持管理・更新すること。
- (3) 河川施設等の定期点検・小規模な修繕に要する費用を交付金の交付対象とすること。

4 ダム建設による水資源対策等の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 五ヶ山ダム、伊良原ダム及び小石原川ダム建設事業を推進すること。
- (2) 筑後川水系ダム群連携事業について、速やかに検証作業を実施し、対応方針を早期に決定すること。

5 自然災害対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

集中豪雨等により過去幾度となく甚大な被害が発生していることから、今後の災害の軽減・予防に資する事業（河川、海岸、道路防災）を推進すること。

6 土砂災害対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 今後の土砂災害の軽減・防止に資する事業を推進すること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の緩和及び柔軟な運用を行うこと。

7 河川施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

水門、排水機場、ダム施設等の多くが建設から30年～40年を経過し、老朽化が著しいことから、これらの施設の老朽化対策事業を推進すること。

8 下関北九州道路の早期整備

【所管省庁 国土交通省】

下関北九州道路の具体化に向け、必要な調査を行うこと。

9 高規格幹線道路の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 東九州自動車道の県内区間の一日も早い全線完成に向けて整備を推進すること。
- (2) 西九州自動車道の整備を推進すること。

10 地域高規格道路の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 有明海沿岸道路の整備を推進すること。
- (2) 福岡空港連絡道路及び北九州福岡道路を早期に実現すること。
- (3) 福岡都市圏の発展に必要な幹線道路ネットワークの整備を推進すること。

11 大規模災害に備える道路網の確実な整備

【所管省庁 国土交通省】

地域防災計画に定める啓開道路ネットワークの確実な整備に必要な予算を確保すること。

12 地域の自立促進のための道路網の確実な整備

【所管省庁 国土交通省】

自動車、バイオ、農林水産業などの地域の産業拠点と空港、港湾、インターチェンジなどを結ぶ道路網（国道3号、国道10号、国道201号など）の整備を推進すること。

13 道路施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

本県が管理する道路施設（橋梁、トンネル、舗装等）は、今後急速に高齢化が進むため、老朽化対策事業を推進すること。

14 道路施設の震災対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

震災時に落橋を回避するレベルの耐震が未了の橋梁について、震災対策事業を推進すること。

15 交通安全事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

交通事故のない安全な交通の確保と安心して移動できる空間確保のため、自転車利用環境の整備、歩道設置、交差点改良及び歩道のバリアフリー化といった交通安全事業を推進すること。

16 日本海側の拠点としての博多港・北九州港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

発展著しいアジアに近いという地理的優位性を活かし、国際競争力を高めるため、日本海側の拠点としての博多港・北九州港の機能強化を推進すること。

17 重要港湾苅田港・三池港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 自動車産業・セメント産業の物流拠点である重要港湾苅田港の機能強化を推進すること。
- (2) 県南地域の物流拠点として重要な役割を担っている重要港湾三池港の機能強化を推進すること。

18 港湾における老朽化対策並びに地震対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 港湾施設・港湾海岸の老朽化対策を推進すること。
- (2) 施設の点検・調査費用の予算措置をすること。
- (3) 港湾における地震対策を推進すること。

19 港湾における稼働中の産業遺産の価値保全

【所管省庁 国土交通省】

「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録に関連して、三池港における稼働中の産業遺産の価値保全を推進すること。

20 鉄道の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 九州新幹線西九州ルート（博多～長崎間 約 143km）については、武雄温泉～長崎間の整備推進（フル規格 約 66km）並びに肥前山口～武雄温泉間の複線化整備（在来線活用区間のうち 約 14km）を推進すること。また、フリーゲージトレインの開発促進及び実用化を推進すること。
- (2) 東九州新幹線について、整備計画路線へ格上げするとともに、所要の整備財源を確保すること。

21 地方鉄道路線の維持・確保の推進

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- (1) 地方の鉄道路線の維持・確保のため、必要な予算を確保すること。
- (2) 地方の鉄道路線への財政支援の拡充など適正な支援を講じること。

22 水道施設整備費国庫補助予算の確保と制度の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 水道施設整備費国庫補助の予算額を確保すること。
- (2) 老朽施設の更新、改良事業に対する財政支援制度の充実・強化を図ること。

23 市街地再開発事業等の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 老朽化した木造建築物が密集し、公共施設が十分に整備されていない既存市街地において、都市の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) 地域再生・都市再生を一層推進するため、都市再生整備計画事業の推進に必要な予算を確保すること。

24 土地区画整理事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

道路や広場等の公共施設と宅地を一体的・総合的に整備し、健全な市街地の形成を図るため、地域の多様な課題に応じて活用できる土地区画整理事業の推進に必要な予算を確保すること。

25 街路事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における自動車等の円滑な交通の確保と安全で安心して生活ができる市街地の形成を図るため、次の事業の推進に必要な予算を確保すること。

- 西鉄天神大牟田線（春日原～下大利）連続立体交差事業
- 都市の骨格を形成する幹線街路（福岡駅松原線、鯉田中線、久留米駅南町線等）の整備

26 都市公園事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における快適な生活環境の整備や災害時の避難場所を確保し、また、多様なイベントや健康増進活動の場を提供するため、次の都市公園整備の推進に必要な予算を確保すること。

- 県営筑後広域公園
- 国営海の中道海浜公園

27 住宅セーフティネット機能の充実・強化

【所管省庁 国土交通省】

住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、老朽化した公営住宅等の建替え・改善の推進に必要な予算を確保するとともに、制度の拡充を図ること。また、サービス付き高齢者向け住宅整備事業の時限措置を撤廃すること。

28 住環境整備・住宅市街地整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 不良住宅等の密集した地区の住環境整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに、制度の拡充を図ること。
- (2) 狭あい道路の整備を推進し、安全な住宅市街地の形成を図るため、整備促進事業の時限措置を撤廃すること。

29 建築物の耐震化の推進

【所管省庁 国土交通省】

不特定多数の者や避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものの耐震診断を迅速かつ集中的に推進し、耐震改修を促進するために、必要な予算を確保するとともに、制度の拡充を図ること。

30 下水道事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全等を図るため、次の下水道の整備計画の推進に必要な予算を確保すること。

- 公共下水道、流域下水道の整備推進
- 公共用水域の水質改善のための高度処理
- 浸水対策の推進
- 下水道施設の耐震化の推進

31 九州大学学術研究都市構想の推進

【所管省庁 文部科学省、国土交通省】

- (1) 九州大学統合移転を早期完了すること。
- (2) 伊都キャンパスに係る学園通線、中央ルートなどのアクセス道路及び国道202号バイパス（福岡市～糸島市）の整備を推進すること。

VI 教育・文化

1 2020年オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ2019開催を契機とした地域スポーツの活性化

【所管省庁 文部科学省 厚生労働省】

- (1) 地域スポーツを振興するため、多くの地域において海外チームのキャンプが行われるよう、国として積極的な誘致活動を行うとともに、誘致に取り組む自治体に対する支援を行うこと。
- (2) 地方での次世代トップアスリートの育成システムの構築に向け、地域強化拠点の整備やプロフェッショナルコーチの配置を図ること。
- (3) 障害者スポーツの推進に向け、各自治体が保有するスポーツ施設に対するバリアフリー化支援や指導者の養成などを速やかに行うこと。

2 世界遺産登録に向けた取組みの推進

【所管省庁 内閣官房、総務省、文部科学省（文化庁）、国土交通省】

- (1) 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」について、平成27年度の世界遺産登録に向けて、構成資産の管理保全に関する技術的支援を行うこと。また、保存管理計画に基づき、稼働を継続しながら資産を保全する所有者の負担を軽減するための税財政上の支援を行うこと。
- (2) 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」について、平成29年度の世界遺産登録の実現に向け、平成27年度にユネスコへ推薦すること。

3 高等学校等就学支援金制度の見直し

【所管省庁 文部科学省】

高等学校等就学支援金制度については、生徒・保護者や関係機関の実情を踏まえ、事務手続きの簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法など、適宜見直しを行うこと。

4 高校生等奨学給付金制度の見直し

【所管省庁 文部科学省】

奨学のための給付金については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するための見直しを行うとともに、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。

5 高校奨学金事業及び私立高等学校等授業料軽減補助事業の財源措置の確保

【所管省庁 文部科学省】

- (1) 高校奨学金事業の現状及び適切な収支見通しに基づき、その財源である高等学校等奨学金事業交付金の予算額を平成27年度以降も確保するとともに、本県の事業規模に応じて交付すること。
- (2) 高校生修学支援基金について、本県の実情に鑑み、平成27年度以降も基金事業を継続すること。

6 教職員定数改善計画の早期策定

【所管省庁 文部科学省】

学級編制の標準の改善、個別の教育課題に対応した計画的・安定的な教職員定数改善計画を早期に策定し着実に実施すること。

7 ICT教育の推進

【所管省庁 文部科学省】

地方公共団体がICT教育に係る情報機器の整備やICT支援員を配置するに当たり、必要な財政支援を行うこと。

Ⅶ 行財政改革と地方分権の推進

1 分権型社会の確立

【所管省庁 内閣府】

国と地方の役割を抜本的に見直し、国は国本来の役割に専念し、地方の役割を大幅に拡大することで国と地方を通じた政府機能の強化を図るよう、以下の措置を講じること。

- (1) 道州制の導入に当たっては、理念や具体的な将来像を示し、地方の意見を十分に踏まえ、幅広く国民的な議論を行うこと。
- (2) 道州制の議論にかかわらず、地方分権改革を着実に推進すること。

2 基金事業の継続的な財源措置

【所管省庁 内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省（林野庁）】

- (1) 国が経済対策により創設した交付金を原資とする基金事業のうち、継続が必要なものについては、期間延長や基金の積増し等の必要な措置を講じること。
- (2) 基金事業が計画的に実施できるよう、国の財政措置に関する中長期的な方向性を示し、必要な事業を継続して実施するための財源が安定的に確保される制度を構築すること。

3 地方税財源の確保・拡充

【所管省庁 総務省】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。特に、歳出の特別枠と別枠加算については、地方経済の動向や地方税収の推移を十分に踏まえ、地方財政の健全化が図られるまでの間は継続すること。
- (2) 法人実効税率の引下げを行うにあたっては、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保し、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久財源を確保すること。
- (3) 増大する社会保障費に対応するため、引き続き、経済状況の好転を図り、低所得者層に十分配慮しながら、消費税及び地方消費税の10%への引上げを行うとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

4 社会保障・税に関わる番号制度

【所管省庁 内閣官房、総務省】

- (1) 番号制度の導入に当たっては、十分な個人情報保護策を確立するとともに、番号制度に対する国民の理解を求めること。
- (2) 番号制度の導入及び運営に係る経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じないようにすること。

5 「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定

【所管省庁 総務省】

「平成の合併」により広域化した市町村や高齢化・過疎化が進行する小規模市町村が、将来にわたって安定的に住民の安全・安心や地域振興に係る行政サービスを維持することができるよう、「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定を行うこと。